

伏見区災害ボランティアセンターの設置場所に関する協定書

京都市伏見区役所（以下「甲」という。）、社会福祉法人京都市伏見区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び株式会社京都科学（以下「丙」という。）は、伏見区災害ボランティアセンター（以下「区災害ボランティアセンター」という）の設置場所の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「伏見区災害ボランティアセンターに関する覚書（平成19年11月13日甲乙締結）」第3条第1項及び第2項により、甲が乙に区災害ボランティアセンターの設置を要請したときに、第4条第1項第1号及び第2号の規定により、甲が乙に対して行う活動拠点の提供及び資器材等の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置場所の提供依頼）

第2条 甲は、乙へ区災害ボランティアセンターの設置を要請し、活動拠点を伏見区役所管轄地域内とすることが適当と判断したときは、丙に活動拠点としての施設及び敷地（以下「設置場所」という。）の提供を依頼する。

2 前項の依頼に係る協議の結果、丙が設置場所の提供を承認した場合、次に掲げる事項を明らかにし、甲から丙へ文書又は口頭により依頼する。この場合、口頭により依頼したときは、後日、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 設置期間の見込み

(2) 借用を希望する設置場所及び資器材

（設置場所）

第3条 前条に掲げる区災害ボランティアセンターの設置場所は、株式会社京都科学（京都市伏見区北寝小屋町15番地）とする。ただし、甲、乙及び丙協議のうえ、丙が所有する他の設置場所に変更することができる。

（管理）

第4条 区災害ボランティアセンターの管理は甲、乙が協力して行う。

（閉鎖及び移転）

第5条 甲及び乙が区災害ボランティアセンターの閉鎖又は移転を決定したときは、甲は、速やかに設置場所を整理し、原状回復に努める。

2 丙の活動再開により、区災害ボランティアセンターの閉鎖又は移転が必要となった場合は、甲、乙及び丙協議のうえ、甲は直ちに閉鎖又は移転を行い原状回復に努める。

3 区災害ボランティアセンター設置期間中の運営に係る光熱水費は甲が負担することとし、丙が指定した日までに支払う。

（修繕）

第6条 丙の施設及び借用した資器材が破損した場合の修理費は甲が負担し、甲、乙及び丙協議のうえ、負担額を決定し、丙が指定した日までに支払う。

（協議）

第7条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙協議のうえ、そのつど決定する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の2箇月前までに甲、乙及び丙のいずれよりも申し出がないときは、有効期間は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成23年11月18日

甲 京都市伏見区鷹匠町39番地の2
京都市伏見区長

水口重忠

乙 京都市伏見区紙子屋町544番地
社会福祉法人京都市伏見区社会福祉協議会
会長

村井信夫

丙 京都市伏見区北寝小屋町15番地
株式会社京都科学
常務取締役

堤均